

平成13年7月31日
教 育 庁

**区部ユース・プラザ（仮称）整備等事業（PFI事業）
業務要求水準書（案）及び契約書（案）の概要について**

東京都では、区部ユース・プラザ（仮称）について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第7条第1項に基づく民間事業者等の選定等を本年10月に実施するため、業務要求水準書（案）及び契約書（案）を公表し、入札希望者等から下記のとおり広く意見を招請します。

1 業務要求水準書（案）及び契約書（案）等の概要

別紙のとおり

2 説明会の開催

業務要求水準書（案）及び契約書（案）の説明会を次のとおり開催する。

(1) 日時

平成13年8月7日（火）午後2時から2時間程度

(2) 場所

東京都庁第二本庁舎10階201会議室

(3) 参加者等

ア 本事業に参加希望の民間事業者。ただし、1社につき3名までとする。

イ 平成13年8月3日（金）までに下記4まで電話連絡又はメールアドレスに登録すること。

3 意見等の提出

業務要求水準書（案）及び契約書（案）に関する意見又は質問がある場合には、8月17日（金）までに提出すること。

4 連絡及び登録先

郵便番号 163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎南側27階

東京都教育庁生涯学習部ユース・プラザ開設準備担当 川島・落合

電話番号 03-5320-6868（ダイヤルイン）

メールアドレス S9000027@section.metro.tokyo.jp

5 その他

業務要求水準書（案）及び契約書（案）の本冊子は、7月31日（火）以降上記4で配布又は東京都教育委員会ホームページでの閲覧が可能である。

東京都教育庁ホームページアドレス <http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/>

問い合わせ先

生涯学習部ユース・プラザ担当 菊池・落合

ダイヤルイン03-5320-6868 内線54-951・952

1 業務要求水準書(案)の概要

(1) 施設規模・内容

ア 新棟

規模は、6,000m²を上限とする。

イ 新棟の施設内容・構成については、個別施設ごとの要求水準、最低必要数等を踏まえ、創意工夫により提案する。

ウ 既存棟については、本仕様書に示す内容により整備することとするが、施設内容の変更部分については、新棟施設内容との関連もあるので、V E 提案は妨げない。

(2) 利用料金

ア 選定事業者は、施設の設置目的とその公共性、整備水準、経費、需要の見通し、現行施設を踏まえ、施設、利用区分(利用時間帯、対象者等)ごとに適切な料金設定を行なう。

イ 施設の公的な性格をかんがみ、参考となる料金表を別紙で示す。

ウ 施設の有効利用及び利用促進の観点から必用に応じ、料金の割引及び割増の設定を行なう。

(3) 社会教育事業

ア 社会教育事業とは、青少年の自立促進・社会性獲得、その他の政策的要請に基づき、都及びユース・プラザとして特に実施する必要がある講座、交流活動等である。

イ 進め方

(ア) 実施する事業は、実施前年度に都と選定事業者が協議し決定する。

(イ) 選定事業者は、都が示す施策の方向を踏まえ、具体的な事業プログラムを作成し、都との協議を経て具体化し実施する。

(ウ) 経費は、変動的な経費として毎年度予算化し、サービス購入料に加える。

(4) 既存棟の計画修繕

既存棟の計画修繕は、選定事業者が「既存棟長期修繕計画」を参考に設定し、実施する。

(5) 施設名称の提案

選定事業者が「ネーミングライト」(施設命名権)を活用し、提案する。

(6) 人員配置

ア 施設運営の専門性を確保するため、社会教育主事有資格者等の専門職員の配置を義務づける。(アウトソーシングの場合も同様)

イ 都職員の派遣は行なわない。

(7) 民間提案事業

ア 民間提案事業のため、敷地内に新たに施設を整備する場合は、土地使用料を免除する。

イ 民間提案事業の実施は、ユース・プラザのにぎわいの創出とともに都のサービス購入料の軽減に資することを期待するものであるが、民間提案事業のリスクがユース・プラザ事業の運営に支障を与えないため、民間提案事業とユース・プラザ事業の会計は明確に分離・区分する。

2 契約書(案)の概要

(1) 施設利用料金の変更

都及び事業者は双方合意の上、利用料金を変更することができる。その際、サービス購入料の変更についても協議する。

(2) サービス購入料の物価スライド

1%以上の物価変動についてスライドさせる。

(3) 新棟の都への譲受後の瑕疵担保期間

20年後に都に所有権を移転する時は残存簿価で購入する。その際の瑕疵担保期間は、1年間とする。

(4) 事業者の責めに帰す場合の契約解除

新棟については撤去又は都に譲渡し、既存棟については都に返還する。

新棟を都に譲渡する場合は、簿価に相当する金額から違約金(簿価相当額 = 20 / 100)を控除した金額とする。

3 その他

(1) 今後のスケジュール

8月7日(火) 民間事業者への説明会

8月17日(金) 質問の締切

9月19日(水) 質問の回答

10月上旬 入札の公告